

総 監 第 2 9 号
令和 7 年 8 月 5 日

総社市長 片 岡 聡 一 様
総社市議会議長 村 木 理 英 様

総社市監査委員 風 早 俊 昭

総社市監査委員 三 宅 啓 介

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項に基づき財政援助団体監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

令和7年度

財政援助団体監査結果報告書

総 社 市 監 査 委 員

財政援助団体監査報告書

1 監査の期日

令和 7 年 5 月 28 日

2 監査対象団体及び所管部署

団体名	所管部署名	監査対象	負担金
赤米伝統文化連絡協議会	産業部 文化財課	赤米伝統文化連絡 協議会負担金	4,623,774 円

3 監査の方法等

令和6年度に総社市が財政援助を行った団体のうち上記の団体について、負担金が交付目的に従って適正かつ効果的に執行されているかどうか主眼を置いて監査を実施した。

監査に当たっては、対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、当該書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取し実施した。

4 対象団体の概要

(1)設立目的

平成26年3月1日に「赤米伝統文化交流協定」を対馬市、南種子町及び総社市の2市1町で締結し、平成28年11月14日に日本で赤米の栽培とその伝統文化の保存、活用、継承に資することを目的に3市町で協議会を設立している。役員の任期は2年であり、会長及び副会長は、各自治体の首長の中から総会で選任し、会長は総社市長、副会長は対馬市長、南種子町長となっている。監事は、副会長所在自治体の中から会長が指名することとなっており、任期は1年で、対馬市と南種子町から交代で指名されている。また、顧問として「総社赤米大使」の相川七瀬氏を置いている。

(2)令和 6 年度事業内容

- ① 赤米 DNA 鑑定の実施
- ② 赤米サミットの開催
- ③ 赤米子ども交流の開催

- ④ 広報活動
- ⑤ 総会の開催

(3)協議会収支状況(令和 6 年度)

(円)

	当 初 予 算 額	決 算 額
歳 入	10,015,000	4,711,249
歳 出	10,015,000	4,634,227
差 引	0	77,022

5 監査の結果

監査の結果、一部において改善等を要する事項が見受けられた。次の事項について改善を要するので、適切な措置を講ずるとともに適正な事務処理をされたい。

(1)事務手続きについて

総社市赤米ヒカリノミ基金を各市町の赤米伝統文化の保存、活用及び継承に要する事業に充当しているが、疑義があるので、事業内容の精査を行い、適正な事務処理に改められたい。

また、支払処理はされているものの、契約関連書類が見当たらないものが見受けられた。契約事務、会計事務等の一連の事務手続きについて、適正に行われたい。

なお、監査報告書に記載に至らない軽易な事項については、対象団体に対し口頭により注意したので、速やかに対応され、適正な会計事務処理に努め、赤米伝統文化の伝承についても協議会のホームページを活用するなど啓発に努められたい。

6 監査委員の意見

令和6年6月に開催した赤米伝統文化連絡協議会の総会で決定された事業計画に基づき、令和6年度事業として、「赤米 DNA 鑑定」や「赤米サミット」及び「赤米子ども交流」等の事業を実施している。なお、「赤米子ども交流」については、令和6年8月23日に対馬市で予定していたが、台風の影響により中止となり、同年12月23日に対馬市の主催でリモートにより開催されている。

「赤米 DNA 鑑定」は、鑑定機関として指定国立大学法人東京大学が実施しているが、委託業者や鑑定業者の選定が不明瞭であり、契約の適正性に疑念を感じざるを得ない。今後は、契約事務関係の手続きを適正に行われたい。DNA 鑑定結果を踏まえ、今後の赤米伝統文化の保存、活用、継承に資するよう期待する。また、協議会のホームページを積極的に活用し、各市町の取り組み状況を紹介するなど、広報活動及び啓発活動に努めていただきたい。

なお、協議会の事務処理は、観光プロジェクト課（現文化財課）において執行されていた。協議会の経費の原資は、各市町からの負担金（総社市赤米ヒカリノミ基金充当分を含む）であることを認識し、適正な事務処理が履行されることを強く望むものである。